

令和7年度入札参加資格審査申請の受付について (委託・設計・コンサルタント等)

令和6年12月2日
長浜水道企業団
財産契約課

長浜水道企業団が発注する委託・設計・コンサルタント等の競争入札への参加資格審査申請の受付を行います。

1. 受付期間 令和7年2月3日(月)～令和7年2月14日(金)【当日消印有効】
2. 受付方法 書留による郵送(簡易書留またはレターパックでもよい)
あて先は長浜水道企業団財産契約課とし、封筒の表面に「入札参加資格審査申請」と朱書き】
受領書返送の為、返信用ハガキ(表面宛名明記、裏面白紙、85円切手貼付)を必ず同封
3. 参加資格
 - (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者で無いこと、及び破産者で復権を得ない者で無いこと。
 - (2) 入札参加資格制限を受けていないこと。
 - (3) 次の業務を希望する場合は、それぞれ法令、規程等により登録を受けていること。

ア 建築設計	建築士法の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けた者
イ 測量	測量法の規定により登録を受けた測量業者
ウ 地質調査	地質調査業者登録規程の規定により登録を受けた地質調査業者
エ 建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程の規定により登録を受けた建設コンサルタント等
オ 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程の規定により登録を受けた補償コンサルタント
 - (4) 納期限が到来している水道料金及び市税等の未納が無いこと。

4. 地域区分

(1) 申請者の地域区分

地域区分		詳細
区域内業者	区域内本店	長浜水道企業団の給水区域内の本店から申請する場合 ※長浜市及び米原市(平成17年10月1日合併前の近江町の区域)
	区域内営業所	区域内の支店、営業所、出張所等(以下「営業所」という。)から申請する場合
区域外業者 (区域内業者以外)	県内本店	滋賀県内の本店から申請する場合(滋賀県内に本店及び営業所があり当該営業所から申請する場合を含む。)
	県内営業所	滋賀県外に本店があり、かつ、滋賀県内に営業所があり当該営業所から申請する場合
	県外	滋賀県外の本店又は営業所から申請する場合

※個人申請の場合、委任による営業所(受任者)からの申請はできません。

※複数申請はできません。

(例：複数の支店や営業所を持つ業者が複数の支店や営業所から申請することや本店

と営業所の両方から同時に申請すること。)

(2) 区域内本店・営業所の要件

① 区域内本店

・令和7年2月1日現在、入札参加を希望する本店が区域内にあり、令和7年度の法人市民税(法人申請の場合)又は個人市民税(個人申請の場合)の納税地が長浜市又は米原市となる者

・個人申請者は、令和7年1月1日現在の住所が区域内にあること

② 区域内営業所

・令和7年2月1日現在、入札参加を希望する営業所が区域内にあり、令和7年度の営業所の法人市民税の納税地が長浜市又は米原市となる者

5. 申請の対象者と資格の有効期間

地域区分	申請の対象者	有効期間
区域内業者及び 区域外業者	・登録希望者すべて(更新年)	令和7年度及び 令和8年度の2年間

6. 入札参加希望業種

次の(1)及び(2)の中から選択してください。(1)、(2)両方から希望することができます。業種は複数選択可。

(1) 委託業務

水質検査、電算処理・ソフト開発、施設操作維持管理、検針・徴収業務、メータ取替業務、漏水調査、リース・機器レンタル、産廃・収集・運搬、その他委託

(2) 設計・コンサルタント

上水道及び工業用水道、建築設計、測量、地質調査、建設コンサルタント(上水道を除く)、補償コンサルタント、その他コンサルタント

7. 提出書類

提出書類は、別表1のとおりです。

8. その他注意事項

(1) 郵送による受付のみです。電子メール等での受付はしません。

(2) 申請書に不備等がある場合は、電話により連絡しますので、速やかに提出してください。

(3) 入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添えて届け出てください(郵送可)。

(4) 登録の有効期限が到来又は部門等に変更が生じた場合は、速やかに更新登録書等の写しを提出してください。

(5) 競争入札参加資格者名簿に登録した業者の所在地、商号・名称、代表者職・氏名等は、一般に公表します。

(6) 申請書及び添付書類について、虚偽記載やこれに類する事項が認められた場合又は記載内容の証明、確認等に協力が無いときは、入札参加資格の取消し、指名停止等の措置を行うことがあります。

(7) 競争入札参加資格者名簿に登録されても、指名等があることを保証するものではありません。

9. 送付先・問合せ先

〒526-0047

滋賀県長浜市下坂浜町248番地22 長浜水道企業団 財産契約課

電話(0749)62-4101／FAX(0749)63-6819

別表 1

提出書類等			区域内		区域外	
			本店	営業所	本店	営業所
〔様式 A〕提出書類確認表			○	○	○	○
郵便ハガキ1枚(85円切手貼付、表宛名明記、裏白紙) ※受領書送付用			○	○	○	○
A 4 ファイル (水色)			○	○	○	○
1	〔様式 1〕申請書①		○	○	○	○
2	〔様式 2〕申請書②		○	○	○	○
3	法人登記簿謄本 (写し可)	法人	○	○	○	○
	住民票 (写し可)	個人	○			
4	登録証明書 (写し可)		△	△	△	△
5	〔様式 3〕登録部門別業務実績高調 (1 か年分)		○	○	○	○
6	現況報告書の全部 (直前1年分) ※設計・コンサルタント希望者のみ		△	△	△	△
7	財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書等) 直前1年分		△	△	△	△
8	〔様式 4-1・2〕業務実績高調書 (2 か年分)		○	○	○	○
9	〔様式 5〕技術者・業務従事者調		△	△	△	△
10	技術者・業務従事者の資格を確認できる書類 (写し) ・免許証、免状等		○	○	△※1	△※1
11	技術者・業務従事者調に掲載の全者 (代表者含む) の雇用 を確認できる書類 (写し) ・雇用保険被保険者証又は事業所別被保険者台帳照会 (職業安定所発行) ・被保険者標準報酬決定通知書 (年金事務所発行) ・その他公共機関等発行の雇用が確認可能な書類		○	○	△※1	△※1
12	組合構成員名簿		△	△	△	△
13	水道料金納付にかかる誓約書		○※4	○※4		
14	納税証明書	法人			○	○
		国 税 法人税、消費税及び地方消費税				
		県 税 法人事業税、法人県民税			○	○※2
		市町村税 法人市町村民税、固定資産税 ※3			○	○※2
		個人			○	
		国 税 所得税、消費税及び地方消費税				
		県 税 個人事業税			○	
		市町村税 個人市町村民税、固定資産税			○	
		(写し可)				

※1 区域外業者の内、県内業者(本店を滋賀県内に有する者で、県内の本店又は支店からの申請)の場合のみ提出が必要

※2 営業所申請の場合、県税及び市町村税の証明書は、本店及び当該営業所両方の所在地のものが必要

※3 設立1年未満等のため書類の提出ができない場合は、法人等設立(開設)届の写しを提出

※4 事務所(登録された所在地。自宅を事務所として使用している場合は、自宅。)のもの。地下水利用の場合は、納税証明書を添付